

## 南三陸町森林病虫害等防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、森林資源の保護育成を図るため、団体又は個人（以下「補助事業者等」という。）が行う民有林の森林病虫害等の防除事業に要する経費について、当該補助事業者等に対し、予算の範囲内において森林病虫害等防除事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、町長が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見積書
- (2) 位置図
- (3) 被害状況写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表に掲げる重要な変更をする場合においては、様式第2号により町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第5条 規則第13条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第3号によるものとする。

(補助金の額の確定)

第6条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合には、当該報告書等の書類及び現地調査等により、その報告に係る補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合しているか審査し、補助金の交付決定の内容等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第14条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、町長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条第2項の規定により、概算払により交付することができるものとする。この場合、森林病虫害等防除事業補助金概算払請求書(様式第4号)による補助事業者からの請求により交付するものとする。

(関係書類の整備)

第8条 補助事業者は、町長から当該補助事業に係る関係書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした諸帳簿及び証拠書類を3年間保管しておかなければならない。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

事業種目	事業の内容	補助対象経費の内容	補助率	重要な変更	備考
1 被害木伐倒駆除	<p>① 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒</p> <p>② 上記樹木の伐倒及び薬剤の散布</p> <p>③ 上記樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸</p> <p>④ 上記樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却</p>	<p>① 伐倒費</p> <p>② 薬剤費</p> <p>③ 薬剤散布費</p> <p>④ くん蒸費</p> <p>⑤ はく皮・集積・焼却費</p> <p>⑥ 事業雑費</p>	<p>査定事業費の1/3以内</p>	<p>①事業費の20%を超える増減</p> <p>②森林所有者の変更</p> <p>③事業箇所の変更</p>	
2 枯損木除去	<p>① 松くい虫の付着により枯死した樹木で、感染のおそれのない樹木の伐倒集積</p> <p>② 上記樹木の伐倒、焼却及び破砕</p>	<p>① 伐倒集積費</p> <p>② 破砕・焼却費</p> <p>③ 枝条等の焼却費</p> <p>④ 枝条等の破損費</p> <p>⑤ 必要な搬出・運搬費</p> <p>⑥ 事業雑費</p>			